

令和元年6月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第58号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	1

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	総合政策部総務課 産業建設部都市整備課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第30号。令和元年6月19日公布）により建築基準法施行令が改正されたことに伴い、限定特定行政庁である市において行う認定事務及び許可事務が追加されたことから、当該事務に係る手数料を定めるため、所要の改正を行います。</p> <p>また、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）により工業標準化法が改正され、令和元年7月1日から日本工業規格が日本産業規格に改められることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 市において行うこととなった次の認定事務及び許可事務に係る手数料を定めることとします。 <別表第3関係></p> <p>ア 既存不適格建築物（建築後の法改正等により現行法に不適合となる部分が生じた建築物をいう。）の用途の変更に伴う工事を行う場合において、限定特定行政庁が全体計画の認定を行うことにより、2以上の工事に分けて段階的に適合させることが可能となったことから、当該認定事務に係る手数料を定めます。</p> <p>イ 限定特定行政庁が許可することにより、既存の建築物の用途を変更して一時的に興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物として使用する場合における制限を緩和することが可能となったことから、当該許可事務に係る手数料を定めます。</p> <p>(2) 行政不服審査法関係手数料の規定における用紙について、日本工業規格を日本産業規格に改めます。 <別表第7関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、限定特定行政庁の事務に関する手数料の改正規定については公布の日とし、行政不服審査法関係手数料の改正規定については令和元年7月1日とします。</p>		